

日本比較生理生化学会若手の会会則

- 代表幹事：立石康介（福岡大学）
- 会計：山ノ内勇斗（名古屋大学）
- 編集：納富祐典（東京理科大学）

改訂：2022年06月09日

第 1 章 総則

● 第1.1条 名称

本会は、日本比較生理生化学会若手の会という。

● 第1.2条 設立年月日

本会の設立年月日は平成 13 年 7 月 2 日とする。

● 第1.3条 規約施行日

本会則は平成 13 年 7 月 2 日より施行する。

● 第1.4条 目的

本会は、比較生理生化学および関連分野の学術研究を振興し、広範な生命現象の理解をはかるとともに、日本比較生理生化学会における若手会員の交流を目的とする。

● 第1.5条 事業

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

学術講演会、研究会等の開催。

「若手の会」合宿の開催（参加者は若手の会の構成員でなくても良い）。

その他前条の目的達成のための必要な事業。

● 第1.6条 事務局

事務局は本会代表幹事の指定する場所に置く。

現事務局：〒 814-0180 福岡県福岡市城南区七隈8-19-1 福岡大学 18号館 進化脳科学研究室

第 2 章 構成員

● 第2.1条 種類

本会の会員は日本比較生理生化学会に所属する正会員でなければならない。

年齢は特に制限しない。

● 第2.2条 入会

会員になろうとするものは、毎年開催される「若手の会」合宿への参加申込書に入会の意思を示し、参加費用を添えて申し込み、幹事会本会の承認を受けるものとする。

● 第2.3条 退会

会員が死亡した時、または退会届を出したときに資格を失う。

第 3 章 役員

● 第3.1条 役員組織

本会に正会員からなる次の役員を置く。幹事会の提案により新しく総会で賛成された役職については、当該役員の実際の活動期間(総会で適宜提示)を遡って適応される。

代表幹事 1 名：代表幹事は本会を代表する。

副代表幹事：代表幹事を補助し、緊急時に代表幹事の代わりを務める。

会計 1 名：本会の会計を担当する。

書記 1 名：会議等の議事録をまとめ整理する。

編集 1 名：日本比較生理生化学会誌の若手の会ページの編集。

- 第3.2条 役員任期・選出

役員任期およびその選出方法は次のように定める。

役員任期は原則2年とし、連続3期を勤めることはできない。

幹事会の議を経て代表幹事、副代表幹事、会計、書記、編集を選出する。

第 4 章 会議

- 第4.1条 種類

会議は総会および幹事会に分ける。

- 第4.2条 総会の種類

定期総会と臨時総会に分け、代表幹事が召集する。

定期総会は毎年 1 回「若手の会」合宿の際に開催する。

臨時総会は代表幹事が必要と認めたとき、および正会員の1/3以上から請求があったときに開催しなければならない。

- 第4.3条 総会の性格・議決

総会は本会の議決機関である。総会の議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長(代表幹事)の決すところによる。

- 第4.4条 幹事会

役員幹事をもって構成し、代表幹事を助けて会務を運営する。

第 5 章 会計

- 第5.1条 会計年度

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

- 第5.2条 収入

本会の経費は合宿参加費、その他の収入をもってあてる。

- 第5.3条 監査

会計監査は会計がまとめた資料に対して、幹事全員によって行う。毎年その年度の決算を監査し、日本比較生理生化学会総会に報告する。総会時に会員からの申し立てがあれば、総会に報告する。

第 6 章 会則の変更

- 第 6.1 条

本会則を変更するには、幹事会で出席幹事の 2人以上の賛成を得た改正案につき総会で審議し、決議を得なければならない。

本会則を変更するには、幹事の過半数の賛成を得た改正案につき、総会で審議し、決議を得なければならない。

特例

2020年度は活動形式の大幅な変化があるため、構成員の条件から“本学会の会員であること”を除く